長崎県警察災害警備本部等の設置基準及び運用要領の制定について（通達）

令和４年２月８日　崎備（災）第７号（通達保存期間～５年）
長崎県警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

この要領は、長崎県警察の災害警備に関する訓令に規定する非常災害警備本部、災害警備本部及び災害警備連絡室並びに現地災害警備本部及び現地災害警備連絡室に係る設置基準及び運用について定めたものである。